

研究活動における不正行為及び公的研究費の不正使用の

防止に関する基本方針

東京家政大学及び東京家政大学短期大学部（以下、「大学・短大」という。）では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定・平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づき、公正な研究活動の奨励と公的研究費の適正な執行及び管理運営を遂行するために、別途、「行動規範」や「公正な研究活動の奨励及び公的研究費の適正な執行のための管理運営・監査規程」などを定め、最高管理責任者のもと「公的研究費の使用規則の理解と遵守」に努め、研究者等（研究者のみならず、助手や将来研究者を目指す者など広く研究に関わる者を含む）の倫理向上を図り公正な研究活動を奨励し、また、管理運営・監査委員会においては「教員への公正な研究活動、及び適正な研究費の使用方法の浸透」を図るなど全学を挙げて取り組むものとする。

最高管理責任者 菅谷 定彦（理事長）

※なお、ここでいう公的研究費の全体は国や独立行政法人から交付される研究費、及び私学助成金などのうち、研究活動に使用する資金（学内研究・教育費）すべてを含むこととする。